

## 1 「軽米町総合教育会議設置要綱」について

教育総合会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第 1 条の 4 において「地方公共団体の長が設けるもの」とされ、骨格的な運用及び所掌事務等について規定されておりますが、同条第 9 項において、「同条に定めるほかに総合教育会議の運営に関して必要な事項は総合教育会議が定める」と規定されていることを受け、別紙 1 の「軽米町総合教育会議設置要綱（案）」（以下「要綱案」という。）を定めることについて協議します。

同条に規定されている事項に加えた内容等は次のとおりです。

### ・第 6 条

法においては、議事録の公表は努力事項として規定されておりますが、要綱案においては、原則的には「公表」するものとして規定する一方、第 5 条における会議の公開について、同条のただし書きの規定に基づいて会議を公開しなかった場合には、議事録についても「公表しないことができる。」としています。

### ・第 7 条

会議の事務局は、教育委員会事務局に置くものとして規定しています。

法の趣旨は、総合教育会議は地方公共団体の長が招集するものであり、原則、町長部局に事務局を置くべきものとされておりますが、文部科学省初等中等局長通知において、「各地方公共団体の実情に応じて、教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能」との見解が示されており、当町の実情に即して体制として、事務局は教育委員会事務局が担当することを要綱案に規定するものです。

## 2 軽米町教育大綱について

法第 1 条の 3 に規定される地方公共団体の長が定めることとされる「大綱」については、平成 25 年度から 29 年度を計画期間とする軽米町教育振興基本計画をもって「軽米町教育大綱」とすることについて協議します。

大綱は、教育基本法第 17 条第 1 項の規定に基づく国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策をまとめたものとして地方公共団体の長が定めることとされておりますが、町教育振興基本計画も教育基本法に基づく国の教育振興基本計画を参酌して策定されたものであるとともに、町における教育行政の実績や社会情勢の変化等を反映しつつ、目標や施策の根本となる方針が定められているものであること等を踏まえ、町の教育振興基本計画をもって「軽米町教育大綱」とするものです。

【資 料】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抜粋

（大綱の策定等）

- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
  - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

- 第 1 条の 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- （1） 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - （2） 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
    - （1） 地方公共団体の長
    - （2） 教育委員会
  - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
  - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
  - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
  - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

【平成 27 年度 軽米町総合教育会議資料】

- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

○教育基本法（平成 18 年号外法律第 120 号）抜粋

（教育振興基本計画）

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。